

令和7(2025)年度版

じんけん まど 人権の窓

【高校生向け】

【部落差別(同和問題)編】

～作られた身分による差別をなくすために～



せんご とりぐみ
戦後の取組

とちぎ けんきょういく いんかい
栃木県教育委員会



部落差別(同和問題)の解決をめざして

日本では、政治的に作られた身分差別により、一部の人々が長年にわたり差別を受けてきました。それらの人々は、特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、今も結婚や就職などで差別を受けることがあります。

これまでの歴史をひもとくとともに、これらの偏見や差別が不合理であることを確認していきましょう。



戦後の部落差別(同和問題)に対する取組

水平社の部落解放運動は、昭和に入り戦争が激しくなると下火になりました。戦後になると、全国水平社の伝統を受け継ぐ部落解放全国委員会が結成され、再び部落差別の解決に取り組むべきだとの機運が高まりました。



戦後、被差別部落の人々に対する差別の問題は「同和問題」と表現されるようになりました。



かんがえよう！ 戦後の部落差別(同和問題)に対する取組

私たちは、日本国憲法により様々な「権利」が保障されています。どのような「権利」が保障されているのでしょうか。

ワークシート

戦後の取組

人権の窓

姓 組 氏名

問 私たちは、日本国憲法により様々な「権利」が保障されています。どのような「権利」が保障されているか調べて書きましょう。

問 「日本国憲法の基本前條」と「基本的人権」についてまとめましょう。

日本国憲法における基本前條

基本的人権

問 戦後の取組により、生活保護などの「差別の是正」は図られました。差別として差別意識が根絶し、差別意識、行動として現れる「差別的差別」が残っています。差別をなくするために、自分ができることは何か考えて書きましょう。

問 戦後「差別」のことじゃないし、「差別意識」(差別意識)論「差別意識」を元に差別を書きましょう。

まとめ

差別意識(差別意識)は、私たちが生きる現在の問題でもあります。この問題を正しく理解し、一人一人が安心して自分らしく生活できる社会を築いていきましょう。

ワークシートに
書きましょう。



日本国憲法における権利の保障

クリックして確認しよう 

基本原則

日本国憲法の基本原則に「基本的人権の尊重」があります。すべての人間をかけがえのない個人として尊重すること(個人の尊重)を基本原則とし、「侵すことのできない永久の権利」として国民の基本的人権を保障しています。

基本的人権

日本国憲法で保障されている基本的人権には、法の下での平等(第14条)、居住・移転および職業選択の自由(第22条)、婚姻の自由(第24条)などがあります。



戦後の部落差別(同和問題)に対する取組

同和地区は長い間上下水道や道路などが整備されなかったため、劣悪な生活環境にありました。また、就職や教育の機会均等が実質的には保障されていなかったため、低い生活水準にありました。このような同和地区住民の生活環境に現れる差別を「実体的差別」といいます。



戦後の部落差別(同和問題)に対する取組

昭和40(1965)年の「同和对策審議会答申」で、これらの差別の問題は国が責任をもって解決することとなりました。これを受けて国は、昭和44(1969)年から同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実などに向けて取り組みました。



いまのこ 今もなお残る「心理的差別」

こんにち今日までに「実体的差別」は大きく改善されました。しかし、ひとびとのかんねんやいしきせんざい、ことばもじこういひょう面に現れる「心理的差別」が依然として残っています。



いまのこしんりてきさべつ 今もなお残る「心理的差別」

にっぽんこくけんぽう ほうもとびょうどう こんいんじゆう しよくぎょうせんたく
日本国憲法で「法の下の平等」、「婚姻の自由」、「職業選択
の自由」が保障されているにもかかわらず、どうわちくしゅっしん
あることを理由に、けっこんはんたい しゅうしょくとうふ
結婚を反対されたり、就職等において不
りあつかう もんたい
利な扱いを受けたりするなどの問題があります。





いま のこ しん り て き さ べ つ 今もなお残る「心理的差別」

こうした行為は、部落差別(同和問題)に関する誤った意識を植え付け、差別を助長し、解決を阻む大きな要因ともなっています。さらに、最近では、インターネット上に同和地区を特定するような情報や差別的な感情を煽るような内容が書き込まれるといった問題も起きています。

これらの差別をなくすために、私は何ができるか、考えてみましょう。

ワークシート

人権の窓

姓 名 年 組 氏 名

□ 戦後の取組

問 写たちは、自衛隊法により種々の「権利」が保障されています。どのような「権利」が保障されているか調べて書きましょう。

答

問 「自衛隊法」の「基本原則」と「基本的人権」についてまとめましょう。

答 自衛隊法における基本原則

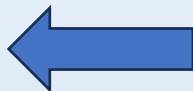
基本的人権

問 国の発展により、生活環境などの「実質的差別」は解消されましたが、依然として差別意識が潜存し、言葉や文字、行為として現れる「形式的差別」が残っています。差別をなくすために、自分ができることは何かを考えて書きましょう。

答

まとめ

部落差別(同和問題)は、写たちが生きる現在の問題でもあります。この問題を正しく理解し、一人一人が取り組んで自分らしく生活できる社会を築いていきましょう。



ワークシートに
書きましょう。





いまのこ
今もなお残る「心理的差別」
しんりてきさべつ

わたしかんが
私の考えは、



いま のこ しん り て き さ べつ 今もなお残る「心理的差別」

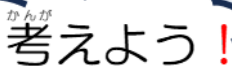
ひとりひとりの個性やよさが大切にされることは、日本国憲法の三原則（基本的人権の尊重）により定められています。

にっぽんこくけんぽう 日本国憲法

だいじゅうさんじょう 第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福の追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。





いまのこしんりてきさべつ
 今もなお残る「心理的差別」

法務省のホームページにある動画を見て、「部落差別
(同和問題)」について学び、今もなお残る「心理的差別」
について考えましょう。

ぶ ら く さ べ つ どう わ も ん だ い か い し ょ う ほ う む し ょ う
部落差別(同和問題)を解消しましょう【法務省】

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

[illegible]

ワークシートに
書きましょう。





いまのこ
今もなお残る「心理的差別」

どうが
動画の感想を記入しましょう。



いま のこ しん り て き さ べつ 今もなお残る「心理的差別」

こうした^{じょうきょう}状況^うを受け、平成^{へいせい}28(2016)年^{ねん}に部落差別^{ぶらくさべつ}のない
社会^{しゃかい}を実現^{じつげん}することを目的^{もくてき}とした「部落差別^{ぶらくさべつ}の解消^{かいしょう}の推進^{すいしん}に
関^{かん}する法律^{ほうりつ}」(部落差別^{ぶらくさべつ}解消^{かいしょう}推進^{すいしん}法^{ほう})が制定^{せいてい}・施行^{しこう}されました。



部落差別(同和問題)の解決をめざして

部落差別(同和問題)は、私たちが生きる現在の課題でもあります。この問題を正しく理解し、一人一人が安心して自分らしく生活できる社会をつくっていきましょう。



はじめに
もどる